

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.106 20.112 22.108 20.112	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.106 スライド送りテーブル、調理物ホルダ、ストッププレート（ゲージプレート）などの装置は、動作範囲内で安全に動作しなければならない。 20.112 取付け可能な附属品などの機能部品の取付装置は、意図しないときに緩んではならない。動作範囲内を除き、危険になるおそれがある被駆動軸は、動作範囲内を除き、偶発的な接触に対して適切に保護しなければならない。 22.108 丸のこは、加工物をセットすることによって、必要ときに限り動作範囲のカバーが開き、運転サイクルが終了すると自動的に動作範囲が再び覆われるカバーを備えなければならない。 20.112 機器は、着脱できる部分を取り付けなくても又は	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

<p>第二条 第 2 項 続き</p>				<p>間違った位置に取り付けても、危険が生じない構造でなければならない。</p> <p>箇条22 22.103 22.104 22.105 22.106 22.108 22.109 22.110 22.113</p>	<p>箇条22 構造</p> <p>22.103 排水コック及び類似の高温液体用の排出装置は、それらが不用意に開くおそれがない構造でなければならない。さらに、排出プラグを不用意に引き抜くことができてはならない。</p> <p>22.104 機器から液体を排出するための装置は、電気絶縁に悪影響を及ぼさない方法で液体を放出できなければならない。</p> <p>22.105 電源を必要とする附属品は、機器からその電源を引き出せなければならない。</p> <p>22.106 機器は潤滑剤、研磨剤及び類似のものが、食材と接触するおそれがない構造でなければならない。</p> <p>22.108 手動で給水する機器の水位は、給水時に容易に確認できる位置にななければならない。</p> <p>22.109 機器は、食品又は液体が電氣的又は機械的故障を引き起こすおそれのある場所に侵入するのを防止できる構造でなければならない。</p> <p>22.110 OFF位置のスイッチは、電子回路を遮断できなければならない。</p> <p>22.113 車輪又は類似の手段を取り付けた機器は、機器が静止している間、それをロックするための有効な手段を備</p>
-----------------------------	--	--	--	--	--

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

<p>第 二 条 第 2 項 続 ぎ</p>				<p>箇条24 24.4 箇条25 25.1 25.3</p>	<p>えなければならない。 箇条24 部品 24.4 附属品接続用のコンセントは、短絡及び／又は過負荷から保護しなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.1 固定配線に恒久的に接続することを意図した機器以外の機器は、規定する電源への接続手段をもっていなければならない。 25.3 固定形機器及びローラ若しくはキャスト又はこれらと類似の手段を備えていない40 kgを超える質量をもつ機器は、設置した後に、電源コードが接続できる構造でなければならない。</p>	
<p>第 三 条 第 1 項</p>	<p>安全機能を有する設計等</p>	<p>電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。</p>	<p>■該当 □非該当</p>	<p>箇条20 20.110 20.114</p>	<p>第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.110 運動エネルギーが規定値を超える回転ドラムをもつ食品洗浄機及び食品乾燥機は、カバーが開いた状態のときには機器が始動しないインタロック付きカバーを備えなければならない。 20.114 ビーンミキサは、手によって電源を入れた状態に維持するスイッチをもたない場合、ヘッドが支持面から規定する値より高く持ち上げられたとき、自動的に電源が遮断されなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

第 三 条 第 1 項 続き				箇条22 22.101	箇条22 構造 22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険なモータの保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくとも1極以上を遮断するものでなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.12 7.101 7.102	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.12 取扱説明書には、附属品の運転時間及び速度設定を記載しなければならない。 7.101 等電位ボンディング端子には、規定の記号を表示しなければならない。 7.102 手又は手動の水栓で給水する機器は、指示レベルを表示しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条28 28.4	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条28 ねじ及び接続 28.4 機械的接続及び電氣的接続を行うねじは、操作上の応力及び接触部の腐食によるねじ組立部の緩みによって、接触圧力が明らかなほど変化しないような構造でなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされ	■該当 □非該当	箇条6 6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 手持形機器は、感電に対する保護に関し、クラスⅡでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

		ているものとする。		6.2 箇条7 7.12	手持形機器以外の機器は、感電に対する保護に関し、クラス0I、クラスI、クラスIIでなければならない。 6.2 機器の水に対する保護等級は、IPX1以上でなければならない。 箇条7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.12 取扱説明書には、機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい旨を記載しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.109 箇条25 25.7	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.109 手持形ブレンダの刃は、上部からは完全に遮蔽し、かつ、回転中は平らな面に接触できてはならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、オーディナリークロロレン等と同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.107	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条16 16.2 箇条27 27.2	第1部の第七条2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.2 漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。 箇条27 接地接続の手段 27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電氣的接触をしていなければならない。
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.2 15.101 箇条29 29.2	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.2 機器は、通常使用時にこぼれた液体によって、電気絶縁に悪影響を及ぼさない構造でなければならない。 15.101 給水又は清掃のための水栓を備えている機器は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければならない。試験にて水栓を全開した後、耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 機器が通常使用中に絶縁物によって囲われていない又は絶縁物を設置していないため、汚染にさらされる可能性がある場合には、マイクロ環境は汚損度3であって、その絶縁物の比較トラッキング指数 (CTI) は250以上でなければならない。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 箇条19 箇条30 30.2	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する、又は短時間だけ保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.103 20.115	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.103 通常使用時に傾斜するような構造の機器又は機器部分は、いかなる危険も生じてはならない。停電の場合でも、全ての位置からの偶発的な傾斜を防止しなければならない。 20.115 皮むき機から調理物を取り出すとき、危険のおそれがあることはない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

				20.116	20.116 スライス機は、使用中、安定していなければならない。	
				20.117	20.117 スライス機の刃は、適切に保護しなければならない。	
				20.118	20.118 肉ひき機の排出口は、適切に保護しなければならない。	
				20.120	20.120 帯形の骨切のこの危険な運動部分は、適切に保護しなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条20 20.2 箇条21 21.101	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、着脱できない部分であって、かつ、十分な機械的強度をもっていなければならない。 箇条21 機械的強度 21.101 機械的危険に対する保護に必要な、着脱できる部分及び着脱できない部分は、ひずみに対して適切な抵抗性をもたなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19 箇条22 22.22	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

				22.23	の規定による。)	
				22.41	22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。(第1部の規定による。)	
				箇条32	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。(第1部の規定による。)	
					箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部の規定による。)	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部の規定による。)	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.7 19.9 箇条22 22.40	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 箇条22 構造 22.40 遠隔操作作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

第十四条続き				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第1部の規定による。）	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第1部の規定による。）	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条30	箇条30 耐熱性及び耐湿性	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.105	第1部の第十五条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.105 始動スイッチは、偶発的な操作によって危険が生じるおそれがある場合、偶発的に操作できないように保護しなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.111	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.111 機器は、カバー又は蓋を開めたとき、危険を生じ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

				<p>箇条22</p> <p>22.101</p>	<p>るおそれがない場合を除き、自動的に再始動できてはならない。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険なモータの保護装置は、非自己復帰形のものでなければならない。</p>	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条9</p> <p>9.101</p>	<p>第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条9 モータ駆動機器の始動</p> <p>9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動しなければならない。</p>	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<p>箇条10</p> <p>箇条19</p> <p>箇条25</p> <p>25.8</p>	<p>箇条10 入力及び電流（第1部の規定による。）</p> <p>機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。</p> <p>箇条19 異常運転（第1部の規定による。）</p> <p>故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.11 19.11.4 箇条29	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。） 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.102 箇条22 22.102	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.102 等電位接続端子の表示は、着脱可能なねじ、座金、その他の部品の上に配置してはならない。 箇条22 構造 22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、表示灯、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

第十九条続き				22.112	スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。 22.112 始動及び停止機能のための一つのデバイス又は個別のデバイスをもつ機器の場合、停止機能は、明確に識別できなければならない、かつ、常に、始動機能に優先しなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

<p>第二十条第2号</p>	<p>表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）</p>	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>第二十条第3号</p>	<p>表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）</p>	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-
---------	------------------------	---	--	---	---	---